

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第45号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1香芝市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

香芝市児童福祉審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業の認可及び届出並びに被措置児童等虐待についての調査審議に関する事項	8人以内	識見を有する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	3年
------------	--	------	---------------------------------------	----

別表第1に次のように加える。

香芝市景観計画審議会	景観計画についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
------------	---------------------	-------	---	------

別表第2香芝市いじめ・不登校等対応委員会の項中「いじめ・不登校等の」を「いじめ、不登校等の」に、「対策」を「に関する対策」に改め、「事項」の次に「（香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例（令和7年条例第44号）第2条に規定する香芝市いじめ防止対策委員会が所掌する事項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。